

事業再生ADR制度について

令和6年度
経済産業省 産業創造課

制度の概要

事業再生ADR※制度は、過剰債務に悩む企業の問題を解決するため生まれた制度。

※Alternative Dispute Resolution

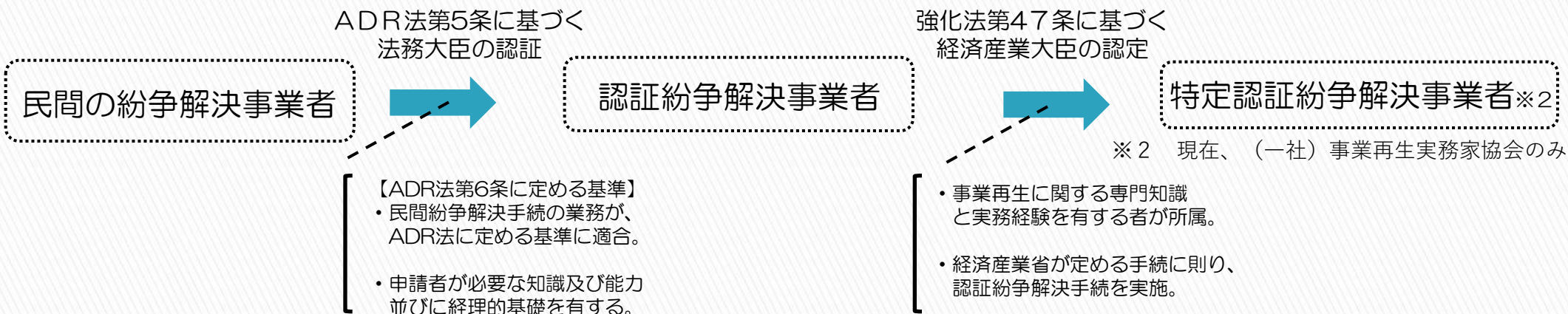
概要

企業の早期事業再生を支援するため、中立な専門家が、金融機関等の債権者と債務者との間の調整を実施。その際、双方の税負担を軽減し、債務者に対するつなぎ融資の円滑化等を図る。

根拠

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(2007年施行)に基づく認証ADR制度※1に立脚し、「産業競争力強化法」(2013年に前身の産活法を改正)において規定。

※1 訴訟手続によらず民事上の紛争を解決しようとする当事者のため、公正な第三者が関与し、その解決を図る制度。



手続の流れ（モデルケース）

債務者が特定認証紛争解決事業者に事業再生ADR制度の利用を申請、受理



特定認証紛争解決事業者が債務者と連名で債権者に対し、
一時停止の通知※を发出

※債権の回収、担保権の設定や破産手続、再生手続、更生手続、特別清算の開始を申立てないよう通知。



事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議

債務者が資産、負債の状況、事業再生計画案の概要を説明。質疑応答や債権者間の意見交換を実施。議長、
手続実施者※の選任、一時停止の具体的内容と期間、次回以降の債権者会議の開催日時と開催場所について決議。

※弁護士等



事業再生計画案の協議のための債権者会議

手続実施者が、事業再生計画案が「公正かつ妥当で経済的合理性を有するか」について、意見を陳述。



事業再生計画案の決議のための債権者会議

事業再生計画案について、決議。

全員の同意

一人でも不同意

私的整理の成立

法的整理に移行

原則として、
2週間以内

(参考) 他の再建手続との比較

純粋な私的整理

特徴	・当事者間 ・非公表
利点	・柔軟性、迅速性 ・商取引の継続
欠点	・手続の不安定性

法的整理（民事再生・会社更生）

特徴	・裁判所が関与 ・公表
利点	・手続の安定性 ・公平性
欠点	・事業価値の毀損

利点の融合

事業再生ADR制度

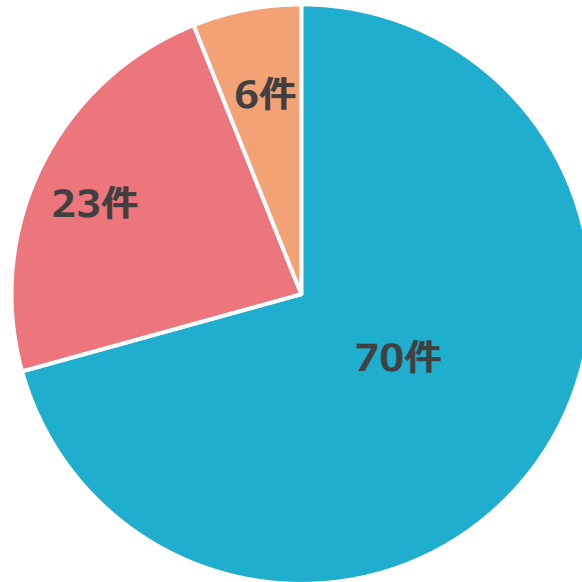
特徴	・第三者機関が関与 ・非公表
利点	・柔軟性、迅速性 ・商取引の継続 ・公平性

(参考) 利用実績

事業再生ADRの利用実績

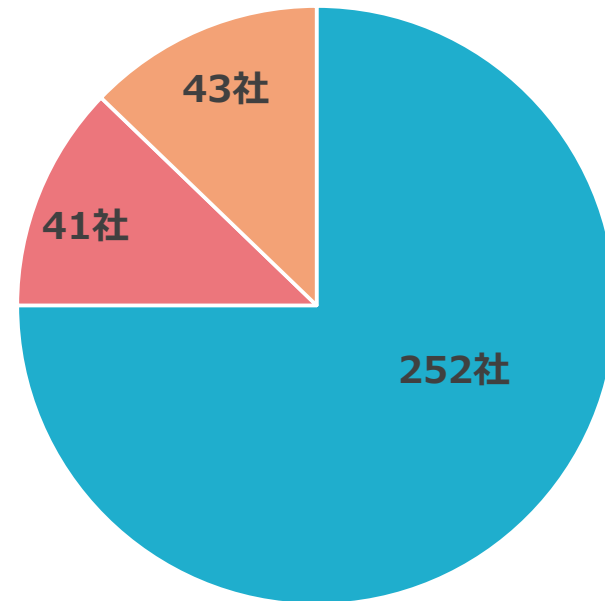
令和6年3月までに99件（331社）の手續利用申請があり、このうち70件（252社）で事業再生計画案に対し対象の債権者全員が合意。

件数



■ 成立 ■ 不成立又は取下げ ■ 継続中

社数



■ 成立 ■ 不成立又は取下げ ■ 継続中

※手續利用中に社数が変わることがあるため、手續利用申請をした社数の累計と、「成立」社数・「不成立又は取下げ」社数・「継続中」社数の累計とは必ずしも一致しないことに留意。

支援措置①

1. 商取引債権の優先弁済の円滑化 【産業競争力強化法第59条～第65条】

○ 商取引債権の優先弁済に関する蓋然性の向上（民事再生法、会社更生法の特例）

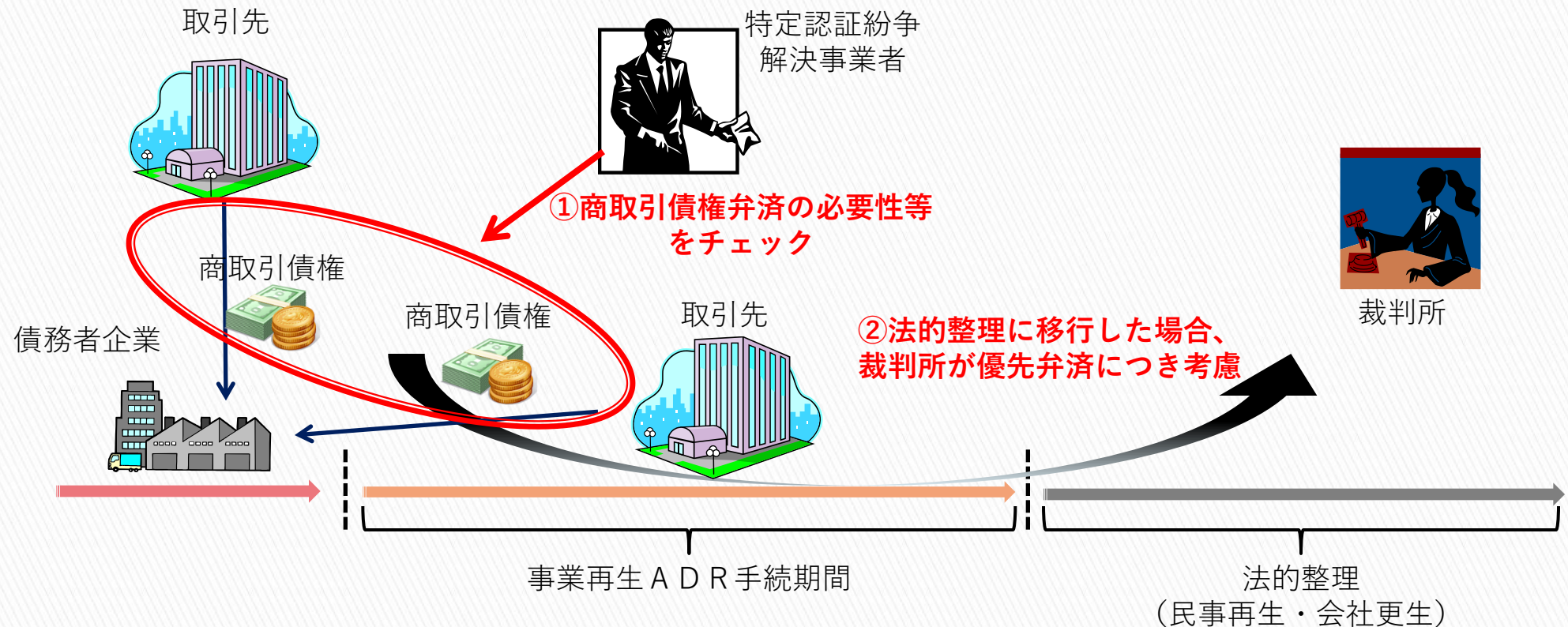
①特定認証紛争解決事業者が、事業再生ADR手続終了までに発生した商取引債権の弁済について、以下を確認。

(i) 当該債権が少額であること。

(ii) 当該債権を早期に弁済しなければ当該事業者事業の継続に著しい支障を来すこと。

②法的整理に移行してしまった場合、裁判所は、①の事実（専門知識を有する第三者が①の(i)、(ii)を確認した事実）を考慮した上で、「商取引債権が、他の再生債権（更生債権）に優先して弁済されても衡平を害しないか」判断する。

→法的整理移行後の商取引債権の優先弁済に関する蓋然性を高めることで、事業再生の円滑化を図る。



支援措置②

2. 社債の元本減免の円滑化 【産業競争力強化法第54条、第55条】

○ 社債の元本減免に関する社債権者集会決議に対する裁判所認可の蓋然性の向上（会社法の特例）

①特定認証紛争解決事業者が、事業再生計画案における社債の元本減免について、以下を確認。

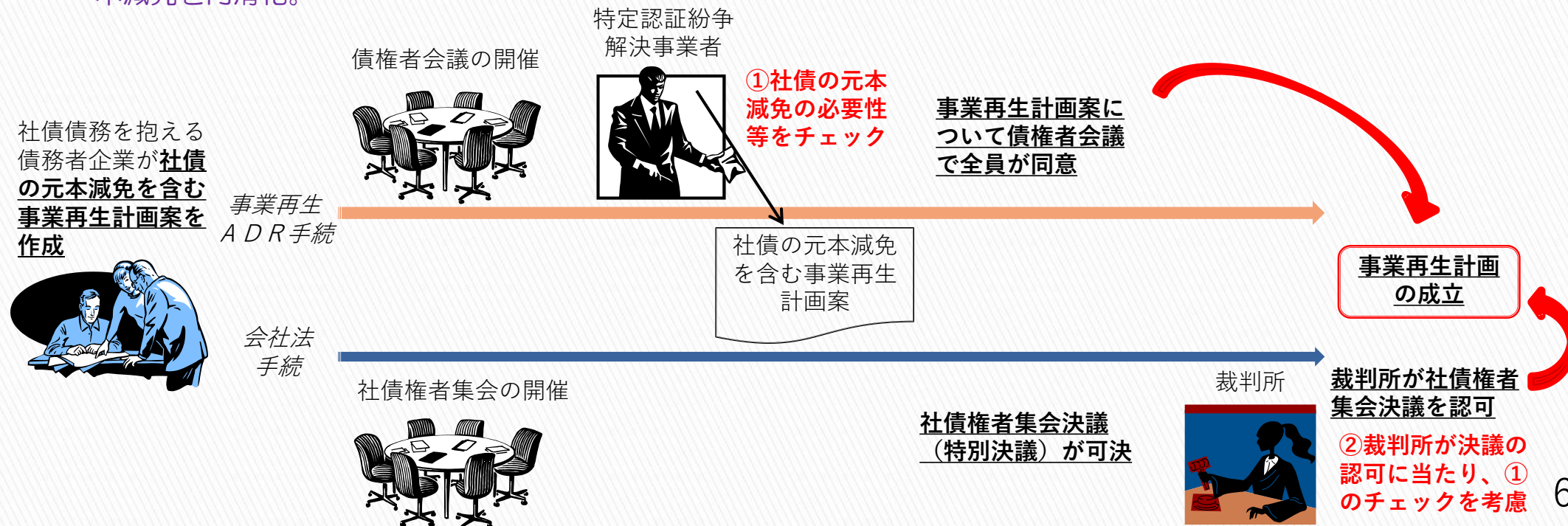
(i)事業再生に合理的に必要となる減額を目的とするものであること。

(ii)清算価値保障等、社債権者にとっても経済的合理性を有すると見込まれるものであること。

※確認に際して、特定認証紛争解決事業者は、事業再生計画案における社債以外の取扱いも含めて、実質的衡平性を十分に考慮する。

②社債の元本減免に関する社債権者集会決議について、認可の申し立てが行われた場合、裁判所は、①の事実（専門知識を有する第三者が①の(i)、(ii)を確認した事実）を考慮した上で、「社債権者集会決議が、社債権者の一般の利益に反しないか」判断する。

→社債の元本減免に関する社債権者集会決議に対する裁判所認可の蓋然性を高めることで、私的整理段階での社債の元本減免を円滑化。



支援措置③

3. つなぎ融資（プレDIPファイナンス）の円滑化 【産業競争力強化法第56条～第58条】

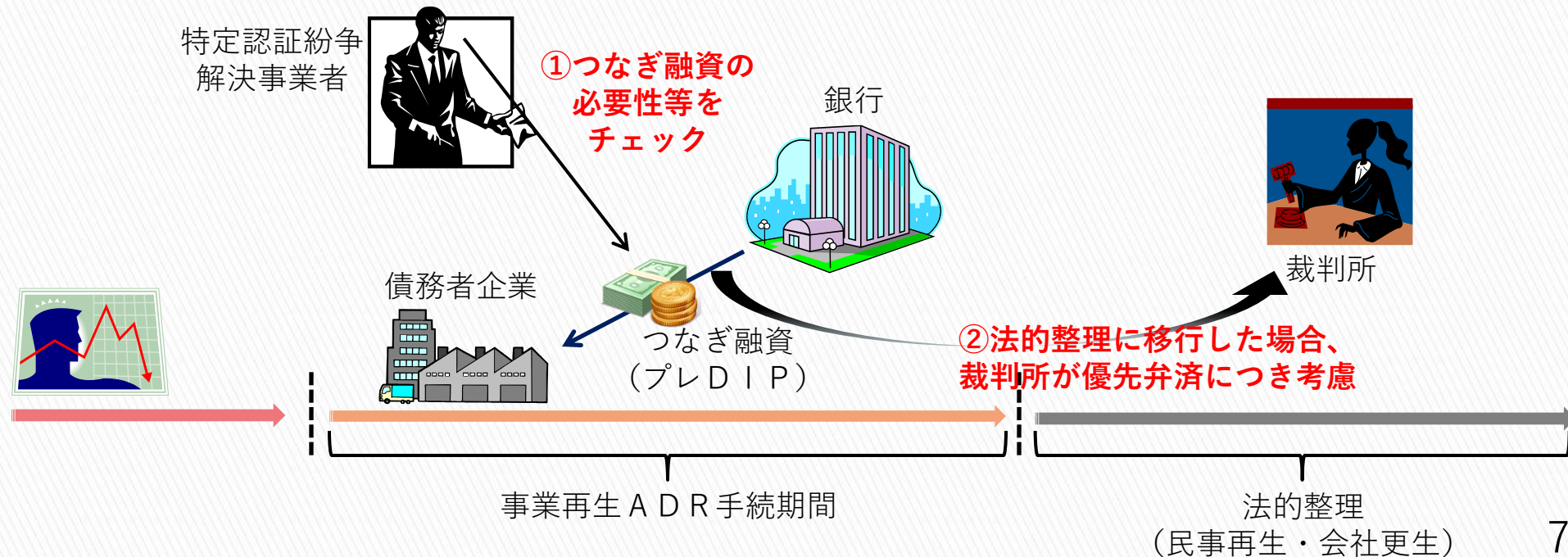
（1）つなぎ融資債権の優先弁済に関する蓋然性の向上（民事再生法、会社更生法の特例）

①特定認証紛争解決事業者が、事業再生ADR手続の開始から終了に至るまでの、つなぎ融資（プレDIPファイナンス）について以下を確認。

- （i）つなぎ融資が資金繰りのために合理的に必要なものであること。
- （ii）対象債権者全員の同意を得たものであること。

②法的整理に移行してしまった場合、裁判所は、①の事実（専門知識を有する第三者が①の（i）、（ii）を確認した事実）を考慮した上で、「つなぎ融資に関する債権が、他の再生債権（更生債権）に優先して弁済されても衡平を害しないか」判断する。

→法的整理移行後のつなぎ融資債権の優先弁済に関する蓋然性を高めることで、私的整理段階でのつなぎ融資を円滑化。



支援措置④

4. つなぎ融資(プレDIPファイナンス)の円滑化【産業競争力強化法第51条、第52条】

(2) (独) 中小企業基盤整備機構による債務保証(対象に制限なし)

事業再生ADRの開始から終了に至るまでの、つなぎ融資(プレDIPファイナンス)について、(独) 中小企業基盤整備機構が審査の上債務保証を実施。中小企業の場合、信用保証協会の事業再生円滑化関連保証を利用後に当該保証を利用可。

項目	内容
保証限度・保証割合	5億円・借入元本の50%
資金使途	事業継続に欠くことのできないものとして特定認証紛争解決事業者等により確認された運転資金
保証期間	1年以内
保証料	年1.0%(担保徴求時0.5%)・1年毎前払い
担保	原則無担保での取扱い
保証人	原則として代表者の個人保証を徴求。(但し、貸付金融機関が徴求していない場合は免除可能)

(3) 事業再生円滑化関連保証(中小企業信用保険法の特例、中小企業が対象)

事業再生ADRの開始から終了に至るまでの、つなぎ融資(プレDIPファイナンス)について、以下①～③の中小企業信用保険法の特例を措置。

①付保険限度額の同額の別枠化(普通保険：2億円、無担保保険：8千万円、特別小口保険：2,000万円)

②普通保険の填補率※1の引き上げ(70%→80%)

※1 保険事故(信用保証協会による代位弁済)が生じた場合に、(株)日本政策金融公庫が信用保証協会に対して支払う金額の割合

③保険料率の引き下げ(普通保険、無担保保険：1.69%※2、特別小口保険：0.4%※2)

※2 手形割引等特殊保証及び当座貸越特殊保証の場合は、普通保険、無担保保険：1.44%、特別小口保険：0.34%

支援措置⑤

5. 手続終了後、計画実施段階における金融支援 【産業競争力強化法第53条】

○ 事業再生計画実施関連保証（中小企業信用保険法の特例、中小企業が対象）

事業再生ADR手続で成立した事業再生計画を実施するために必要となる資金について、以下①～③の中小企業信用保険法の特例を措置。

①付保険限度額の同額の別枠化（普通保険：2億円、無担保保険：8千万円、特別小口保険：2,000万円）

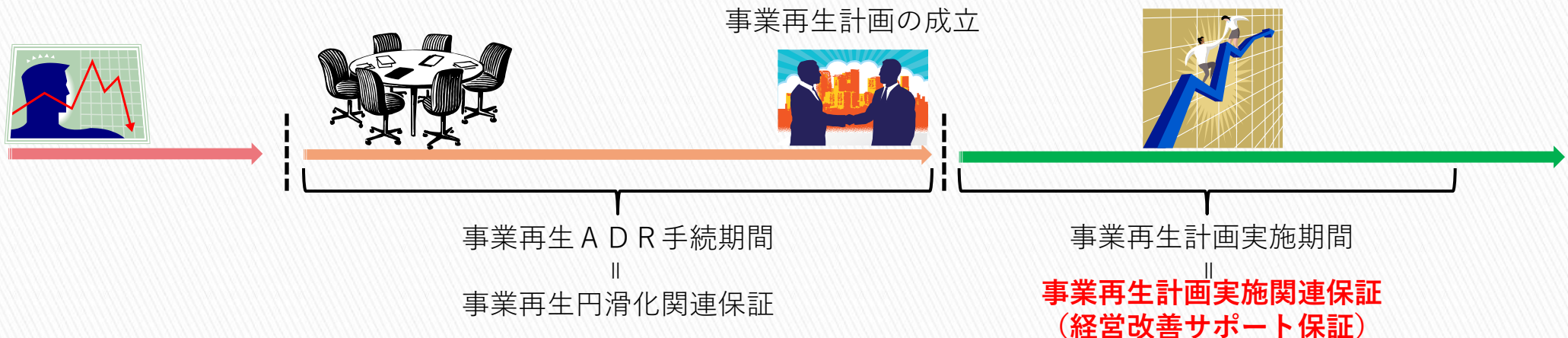
②普通保険の填補率※1の引き上げ（70%→80%）

※1 保険事故（信用保証協会による代位弁済）が生じた場合に、（株）日本政策金融公庫が信用保証協会に対して支払う金額の割合

③保険料率の引き下げ（普通保険、無担保保険：0.41%※2、特別小口保険：0.19%※2）

※2 手形割引等特殊保証及び当座貸越特殊保証の場合は、普通保険、無担保保険：0.35%、0.15%

なお、本制度を利用する中小企業は、事業再生計画の実施状況を四半期毎に金融機関に対して報告、金融機関は自らの経営支援の実施状況も含めて年1回、状況を信用保証協会に対して報告。



支援措置⑥

6. 企業再生税制等の適用

○ 事業再生ADR手続により債権放棄を伴う事業再生計画が成立した場合、企業再生税制等が適用される(平成20年3月28日及び平成21年7月9日付国税庁回答)。

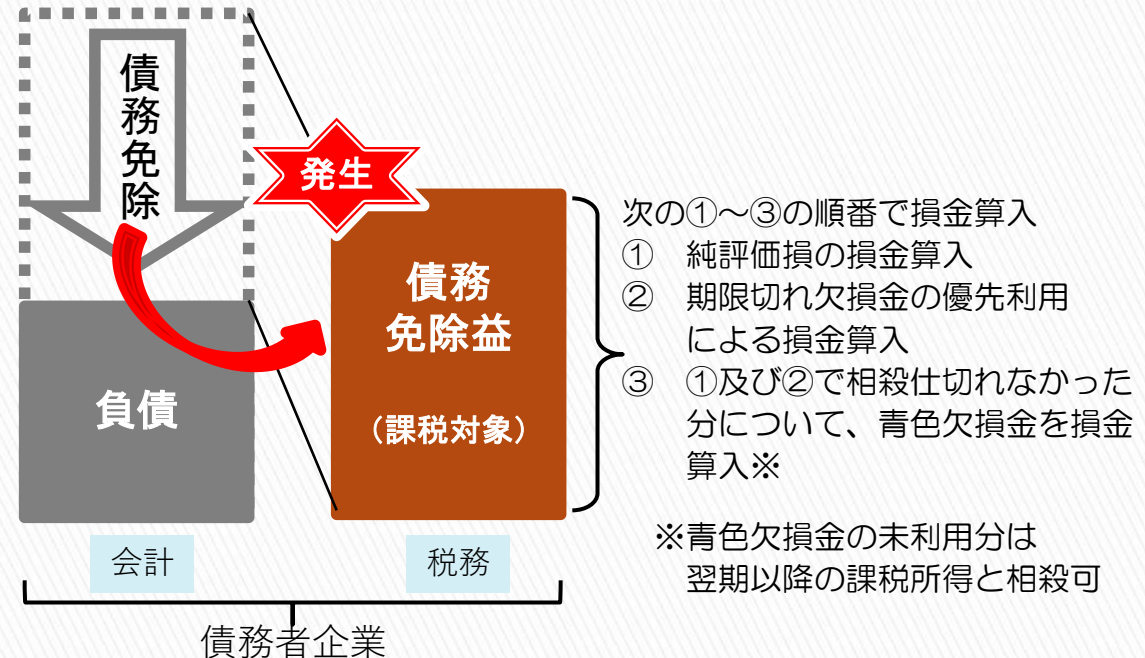
(参考:<https://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/hojin/090709/index.htm>)

(1) 債務者企業に対する措置

- ①事業再生ADRに基づく資産評定による評価益及び評価損は、法人税の課税対象となる所得の計算上、それぞれ益金算入及び損金算入が可能。
- ②①の適用を受ける場合、期限切れ欠損金を青色欠損金等に優先して利用することが可能。
- ③①及び②で益金が残った場合は、青色欠損金を利用可能。

(2) 債権者に対する措置

事業再生ADRにより策定された事業再生計画に基づき債権者が行う債権放棄等は、その債権放棄等による損失は寄付金に該当せず、損金算入が可能。



○ 事業再生計画に社債の元本減免が含まれる場合の取扱いについて(P6も参照)

特定認証紛争解決手続において、社債の元本減免を含む事業再生計画が策定され、社債の元本減免を内容とする社債権者集会決議についての裁判所の認可を前提として対象債権者全員の同意が得られ、実際に裁判所の認可がなされることにより、当該事業再生計画が成立した場合の税務上の取扱いは次のとおり。

(1) 債務者企業

当該事業再生計画により、2以上の金融機関等又は1以上の政府系金融機関等から債務免除を受けるケースにおいては、上記債務者企業に対する措置と同様、企業再生税制(法人税法第25条第3項、法人税法第33条第4項、法人税法第59条第2項)の適用を受けることが可能。この場合、法人税法第59条第2項第1号の適用については、金融債権者からの債務免除の場合と同様、社債権者からの債務免除部分についても適用が可能。

(2) 社債権者

上記のとおり成立した事業再生計画に基づき、社債権者が社債の元本減免に応じたことによる損失については、金融債権者の債権放棄に係る損失と同様、損金の額に算入することが可能。

支援措置⑦

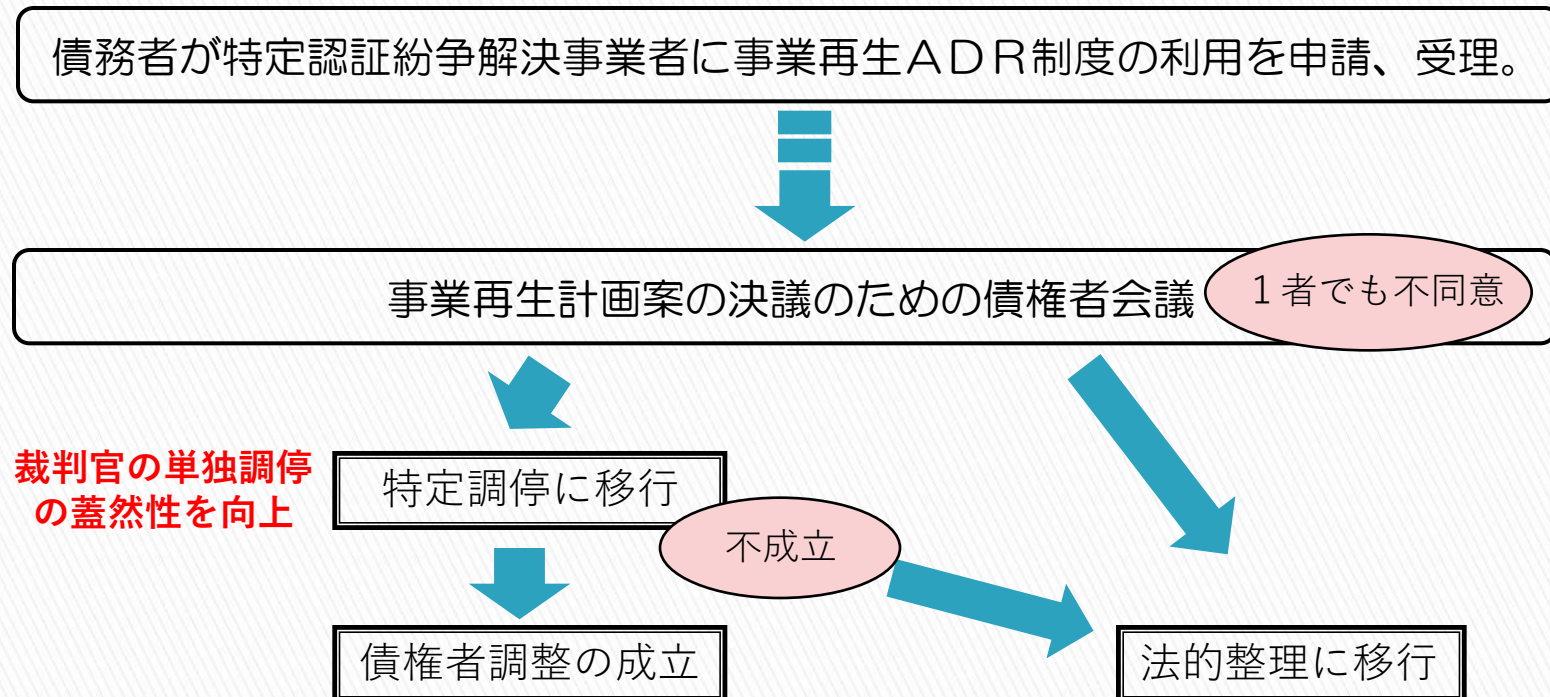
7. 私的整理と法的整理の連続化（特定調停法の特例）【産業競争力強化法第48条】

特定調停は、裁判所による調停の下、支払い不能に陥るおそれのある債務者等が負っている金銭債務に関する利害関係の調整を行う制度。

通常は、裁判官（調停主任）1人に加え、法律、税務、金融、企業財務、資産評価等の専門家（民事調停委員）2人以上で組織される調停委員会が調停に当たるが、裁判所が相当と認めるときは、裁判官のみで調停を行うことができる。

事業再生ADR手続を利用した債務者企業が特定調停の申立てをした場合、裁判所はその事実（事業再生ADR手続において資産評定等が実施済みであること）を考慮した上で、「裁判官のみで調停を行うことが相当か」判断する。

→事業再生ADRにおける資産評定結果等を考慮するため、簡易迅速な再生が可能。



※他、事業再生ADRから民事再生手続や会社更生手続に移行する際、裁判所は事業再生ADRにおいて手続実施者が和解の仲介を実施していたことを考慮したうえで、監督委員の選任をする旨の規定も存在（法第49~50条）。

お問い合わせ窓口

○一般社団法人事業再生実務家協会（特定認証紛争解決事業者）

TEL：03-6402-5670

URL：<https://turnaround.jp>

○経済産業省 経済産業政策局 産業創造課

TEL：03-3501-1560

<事業再生円滑化債務保証について>

○（独）中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 事業基盤支援課

TEL：03-5470-1575

<事業再生円滑化関連保証及び事業再生計画実施関連保証について>

○各地の信用保証協会